

平成 25 年度 第 1 回 文化財保護審議会（議事録）

開催日 平成 25 年 8 月 27 日（火）

会場 ホテル信濃路

1 開会

○柳沢課長補佐兼文化財係長

ただいまから、平成 25 年度第 1 回長野県文化財保護審議会を開会いたします。私、本日全体の進行を務めさせていただきます文化財・生涯学習課文化財係長の柳沢秀信でございます。どうぞよろしくお願いたします。はじめに、長野県教育委員会 伊藤学司教育長からご挨拶を申し上げます。

2 伊藤教育長挨拶

皆様おはようございます。県の教育長の伊藤学司でございます。

今年度第 1 回の文化財保護審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、日頃から本県の文化財保護行政につきまして、格別のご支援またご指導ご協力をいただいておりますことに対し、心より御礼申し上げます。また、審議会開催に当たりましては、日程調整に大変ご迷惑をおかけしているところではございますが、委員の皆様には本日お忙しい中、ご出席を賜りましたことを重ねて感謝申し上げます。

さて、文化財保護行政を進めております県教育委員会といたしましては、地域の文化的・歴史的資産の確実な継承を図るために、委員の皆様のご支援をいただきながら、文化財の指定、さらには文化財の整備活用・修理等の支援を進めているところでございます。

文化財に対する県の補助金につきましては、たいへん厳しい財政状況の中、年々減少する傾向にございましたが、県民の宝である貴重な文化財の保護はもとより、観光振興また地域振興としての活用というようなことも視野に大幅な制度の改正を行いまして、今年度においては予算の増額が認められたところでございます。またそれに伴いまして、今年度から文化財の活用を一層進める方策といたしまして、補助事業者に「文化財情報発信・活用事業」にぜひ取り組んでいただきたいとおるところでございます。その一端を紹介させていただきますと、塩尻市の「小野家住宅」では保存修理工事を記録したメモリアル写真集の作成をする、小布施町の「浄光寺薬師堂」では郷土の歴史学習会の開催をす

る、「諏訪大社上社本宮」では修理見学会の実施をする、白馬村の「青鬼伝統的建造物保存地区」では文化財チラシの作成などが計画されているところがございます。こうした情報発信を通しまして、地域の文化財の価値というものを地域の方々にも正しく理解していただくことによって、地域に対する誇りや愛着をもち、これからの地域づくりの気運、また文化財の適切な保存といったものを高めるきっかけとなることを期待しております。

昨年度より新たに指定されました文化財について概要を申し上げますと、国関係では松本市の「牛伏川本流水路」をはじめ4件が重要文化財に指定され、「旧飯田測候所庁舎」など10件が登録有形文化財となりました。また、県関係では、南木曾町の「園原家住宅」をはじめ5件を県宝等に指定させていただきました。以上によりまして、県内における国・県の文化財指定の件数は、平成25年6月21日現在で1,192件となっているところがございます。

前回の審議会におきまして井原会長より、審議会の役割として指定後の状況確認調査をきちんと行い、その劣化に対しては適切な修理をし、そして県民に提供していくことが重要であるとのことご指摘を受けました。今後、指定した文化財の保存と活用につきまして、より一層力を入れていきたいと考えているところがございます。

さて本日は、県宝への指定につきまして、前回諮問させていただきました大桑村の定勝寺所蔵の「絹本著色補陀落山聖境図」の答申に向けてのご審議をお願いいたしております。また、新たな県宝等の指定及び指定解除に向けまして、千曲市の「松田家斎館」、松本市の「東北山の千本松」の諮問を予定しております。

審議会、各部会と長時間に及ぶ日程でございますが、どうぞ宜しくご審議いただきますようお願い申し上げます、私からのご挨拶とさせていただきます。

3 井原会長挨拶

○柳沢課長補佐兼文化財係長

続きまして、長野県文化財保護審議会の井原会長さんから、ご挨拶をお願いいたします。

○井原会長

こんにちは。ご苦勞様です。私の方からは2点ご報告、ご挨拶をさせていただきます。

1点目は、前回の審議会で決議いただきました恒川遺跡群の保存要請

の決議につきまして、委員の皆様のご総意で決議していただいたわけですが、それにつきましては教育長の方から当該部局、JRの方へ申請が出されました。その結果、報道によりますと恒川遺跡群を避けて計画が推進されそうだとということで、9月には正式決定を見るようでございます。どうもありがとうございます。

第2点目でございますが、これは2000年代に入りまして、文化財保護行政の転換点に今ちょうど来ているのではないかと、考えていただきたいということをお願いしたいと思います。それはもう皆様もご承知のとおりですが、バブルがはじけて国も県も企業もどこも借金財政になって財政規模が縮小する、かつては開発第一主義であって開発優先できましたので、「保護行政をいかに確保するか」これが私たち文化財保護審議会が一番の主要なテーマでございました。ところが、2000年代に入りますとほとんどもう開発に伴う行政発掘も減少してきております。全体的に文化財保護行政に関する予算も縮小せざるを得なくなりまして、人的資源も大きく変化してまいりました。70年代・80年代に行政発掘が多かったころ採用されました専門職の担当者が今ちょうど離任の時期となり、人員的にも転換期に来ております。そのために、今までは市町村に任せておけば文化財保護行政や届出等大きなトラブルはなかったわけですが、なかなかそういう体制も整わなくなってきました。

そういうなかで、これから今までの指定した文化財を守り、さらに新しい文化財を発掘し、指定し、それを活用に活かしていくということがこれから私たちの課題になっております。そういう時は、限られた予算と限られた人員の中で、選択と集中で有機的に予算・人員の能力を活用しながら、文化財の活用と保護を二足のわらじで並行してやらざるを得ない時代に入ってきているのだと思います。そういう意味で文化財保護審議会の方でも、地域を集中しながら進めていくことが、必要なのではないかと思えます。特に先程から出ております、長野県の場合はリニアや、新幹線の延伸問題が県民の主要な関心になっております。文化財をどのように保存し活用していくのか、観光とどう両立させて活用と保護をどう二足のわらじで調整していくのかが重要となってきました。改めて、私たちが今までの指定済みの文化財も新しい目で位置付け直し、活用と保護のための予算もきちんと獲得していくことが必要となってきたと思います。委員の皆様、事務局が一緒になって、頑張っ

て新しい転換期に対応していきたいと思えます。よろしく申し上げます。本日の議事も指定解除等ございましてお世話になりますが、よろしくご協力お願いいたします。

4 会議について

○柳沢課長補佐兼文化財係長

ありがとうございました。本日の委員の出席状況について申し上げます。審議会委員 15 名中 13 名の委員の皆様にご出席をいただいております。従いまして、長野県文化財保護条例第 42 条第 2 項によりまして、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本会が成立することをご報告いたします。

次に審議に入ります前に、あらかじめお手元に配布してございます資料のご確認をお願いいたします。本日お手元に配布してございます資料は、4 種類ございます。ひとつは、A 4 の 1 枚の紙になっております文化財保護審議会次第・日程でございます。2 つ目は、中ほどに「審議会審議資料」と大きく書かれております左とじの資料でございます。3 つ目は、同じように中ほどに「部会資料」と大きく書かれております資料でございます。そして最後 4 つ目は、「指定候補物件一覧」と記載してある資料でございます。以上 4 点でございます。配布漏れ等はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事に移らせていただきます。会議の議長につきましては、長野県文化財保護条例第 42 条第 1 項により会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては井原会長さんをお願いいたします。

○井原会長

それでは規定に従いまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。

初めに、本日の議事録署名委員を指名いたします。吉田委員さん、大窪委員さんをお願いします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音について、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日も従来と同様に、部会及び全体会を除きましてこれを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

○審議委員

【異議なし】

○井原会長

ご異議がありませんので、部会及び全体会を除きまして傍聴者による会議の撮影及び録音について、これを許可します。

5 諮問文化財の審議

○井原会長

本日は指定解除の案件がございますので、先に諮問を受けたいと思います。

《教育長から井原会長に諮問書の手交》

○井原会長

それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

○小野文化財・生涯学習課長

この4月から、文化財・生涯学習課の課長を務めております小野光尚でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問書の概要につきましてご説明させていただきます。内容は、長野県宝の指定及び県天然記念物の指定解除の2件でございます。

まず、長野県宝の指定を諮問いたしますのは、千曲市でございます「松田家斎館」1棟でございます。審議会資料の6ページをお開きいただきたいと思ひます。所在地及び所有者はご覧の通りです。8ページには位置図、9ページに写真を掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思ひます。

斎館につきましては、すでに県宝に指定されております「松田家住宅主屋」に接続されており、神官職が行う宗教儀礼と密接に関わっている建造物でございます。県内屈指の屋敷構えを持つ神官の住宅の一部として歴史的に貴重なものでございます。また、18世紀後半以降に屋敷構えが充実することから、我が国の近世から近代にかけての宗教政策の変化が建築に与えた影響を示すものとして、学術上も注目すべき重要な建造物でございます。

長野県宝等の指定基準の建造物の項に照らしまして、「歴史上重要なもの」及び「学術上重要なもの」に相当する文化財としてお諮りするものでございます。

続きまして、長野県天然記念物の指定解除を諮問いたしますのは、松本市旧四賀村でございます「東北山の千本松」です。審議会資料の10ページをご覧ください。所在地及び所有者は、ご覧の通りです。12ページには位置図、13ページに写真を掲載しておりますので、あわせてご覧いただきたいと思ひます。

「東北山の千本松」につきましては、県天然記念物に指定されました

平成 17 年当時、幹周囲は地上 80 センチで 5.2 メートル、樹高は約 28 メートルとの記録がございまして、単木としましては県内外の類例中で樹形・樹勢とも最も優れていると評価されました。

平成 25 年 4 月に地域住民から県教委に「木に元気がない」と相談が寄せられ、平成 25 年 4 月 9 日に状況を確認したところ、マツノザイセンチュウの感染が強く疑われ、サンプル検査を実施したところ陽性と判定されました。松枯れの仕組みから回復が見込めないということ、また周囲への感染防止・拡大防止のため、関係者が協議し、必要な手続きを踏まえ平成 25 年 6 月 2 日に伐倒燻蒸の処置を行ったところでございます。これによりまして樹姿の特色をはじめとする県天然記念物としましての全ての指定要件が失われましたので、指定の解除についてお諮りするものでございます。

以上、2 件につきまして諮問させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○井原会長

以上 2 件が新たに諮問されました。

「松田家斎館」の提案理由につきまして、質疑等ございましたら発言よろしくお願ひします。よろしいですか。

○井原会長

では私の方から 1 点。6 ページの 3 行目のところに、「近世には神官松田家と別当神宮寺」とございますが、これは、今の松田家は確かに近世に入って静岡から養子を迎えて松田家の名跡を継ぐのですが、近年、文化庁の調査と千曲市の正式な松田家の「大頭祭」の報告書が出ました。そこで松田家は、文禄 3 年から仁科松田としてずっと名跡が続いているという報告になっておりますので、文禄 3 年、織豊期からは、松田家が神官であったということがわかってきました。この部分がおそらく変わってくると思いますので、そこだけご留意いただきたいと思います。

○井原会長

他に何かありましたらお願ひします。吉田委員どうぞ。

○吉田委員

斎館の価値として、下から 3 行目に「寛政の改革以降の、神官の地位が向上」と書かれていて、そして「屋敷構えが充実する」ということですが、その関連につきまして具体的にどのような根拠があるのか確認を

したいです。もちろん十分に価値のあるものだということを前提に話をしているのですが、建物が建てられたのが19世紀の前期であるということで、この建物を建てるにあたって、何らかの神官の位置づけの変化が反映しているという説明になるのかと思うのですが、どのような具体的な根拠でそのような説明がなされているのか、教えていただけますでしょうか。史料としていろいろな古文書もおありになるようですので、なんらかのそのような調査もされているのかについてお聞きしたいと思います。

○井原会長

担当の土本委員、お願いします。

○土本委員

私は建物が専門ですので、厳密な歴史的なことについては十分なお答えはしかねるのですが、弘化4年に災害をうけて建物が傾いたということなのですが、それ以前からの宗教的な営みと、地元での住居と併せ持つて地震前から屋敷構えが整っていったらという理解です。それを裏付ける古文書、絵図はすぐに提供できないのですが、そのような理解です。

○井原会長

県の諮問候補として挙がってくると思うのですが、松田家文書というものがございます。真田家の松平家と直結した八幡宮の宮司家となったため、文書群の中に、寛政の「内裏の修理図」がこのお宅にございまして、その関連資料が出てきております。その時期から、神事優先、仏事排斥の動きが出始め、出雲の神官とのつながり、それから京都の国学者とのやり取りの文書がぐんと増えます。その中に幕末、明治維新の直前の弘化年間からどんどん神仏分離の動きが出てくる資料が、発見されております。それと建築とがうまく合うということで、注目すべきではないかということで、後藤先生たちの調査が併せて進みました。よろしいでしょうか。

○井原会長

では他にはございませんか。それでは、諮問されました松田家齋館につきましては、今後担当委員による調査を実施しまして次回以降の審議会において審議していただくことといたします。

○井原会長

次に「東北山の千本松」の提案理由につきまして、質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○小野委員

直接この物件に係ることではないのですが、マツノザイセンチュウでやられたということなのですけれど、マツノザイセンチュウの対策というものはシステムチックに行われているのでしょうか。

○小野文化財・生涯学習課長

一般的に県の林務部のほうで対応をしているのですが、だいぶ昔からの話ですので、樹幹注入ですとか、昔は空中散布、今はなかなか同意が得られないものですから、非常に難しいのですが、そういうことをやってきております。ただ、補助などで林務部がやっておりますのは森林保護に指定されている部分だけですので、たまたまこの部分は指定されておりませんでした。旧四賀村についても、生坂ですとか安曇野市の結構幅広い範囲で実際松枯れが出ております。対策についても、ご存知のように旧四賀村は松茸が有名なものですので、この木のところについてはできませんでしたが、同意を得まして空中散布を一部実施したということがございます。

○井原会長

他にございますか。それでは長野県天然記念物「東北山の千本松」の指定解除の案件につきましては、本日の審議をもちまして答申したいと思っておりますがいかがでしょうか。これにご異議ございませんか。

○審議会委員

【異議なし】

○井原会長

ご異議ございませんので、名勝・天然記念物部会で検討をしていただき、午後の審議会におきまして審議を行いたいと思います。ではここでいったん休憩とさせていただきます、部会・全体会の方に移らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【一時休憩】

6 答申文化財の審議

○井原会長

定刻になりましたので、審議会を再開させていただきます。それでは本審議会に諮問されました案件についての審議に移らせていただきたいと思ひます。

はじめに、「絹本著色補陀落山聖境図」につきましてご審議お願いします。この案件につきましては矢島委員さんから説明をお願いします。

○矢島委員

よろしくお願ひいたします。審議会資料の16ページから調査票が載っております。いくつかミスプリント等ございますのでご訂正をいただきたいと思ひます。そもそも表題の「物件」の字が違っております。16ページ一番下の行の「 」の中につきまして、絵画中の文字をいれたものですが、パソコンで出なかった字が直っておりません。そちらに關しましては23ページの方に部分図が載っております。その右のところ漢字が表記されておりますので、そこを写していただければと思ひます。その他、今日の部会の方で、私が書きました調査票の中で「実景図」という言葉を用いましたが、少し慎重であるべきだというご意見をいただきましたので、「実景に基づいた図」というように直していただければと思ひます。

それではこちらの図を参照しつつ、調査票に従って説明させていただきます。中国の絵です。中国の絵が長野県宝に指定されるということにちょっと違和感をお持ちの方もいらっしゃるかと思ひます。18ページの「指定理由及び根拠」のところ「絵画彫刻 オ、渡来品で特に意義のあるもの」という項目がございます。これに該当するということでございます。国の文化財指定におきまして、中国の絵画がたくさん指定されているのもそのような理由によるものであろうと思ひます。特に意義がある、歴史的意義があるということが強調される物件だと思ひます。

22ページに全体の図、23ページにその部分図がありますけれども、ちょっとわかりにくいのですが、周りに波が確認できるかと思ひます。大きな海の中に浮かんでいる島の絵ということです。そこにいくつか短冊状と申しますか、赤い線で縁取られた枠がありまして、そこにたくさんの地名が書かれている、地図に近い性格を持った絵画です。どこを描いたものかと申しますと、最初の方に説明しましたが、中国に寧波という歴史的に重要な役割を果たした港町がございまして、その沖合で、

観音の聖地として知られる島がございます。その島を霊場として描いた絵ということです。

いくつかポイントになる地名がありますが、まず先程の23ページの一番左端のところ「西至慶元路昌國州沈家門」ということが書いてございます。この「慶元路昌國州」というのが寧波の古い地名でございます。説明を書きましたけれど、17ページのちょうど中ごろのあたりのところにもその辺の説明が書いてありますけれど、1277年に「慶元路」という名前がつけられておりまして、「昌國」というのも1278年に県から州になり、1369年に県に服したという歴史的事実がございます。従いまして、この図に描かれております「慶元路昌國州」という地名というのが、1278年から1369年の間の地名ということになります。おそらく絵画の様式からも、このあたりの制作とみて間違いのないと思います。中国の元代に描かれた絵ということになります。

17ページの下の方を見ていただきますと、中国の絵画ですと、元の前の「宋」の時代に大変優れた風景表現、山水表現というものが確立されて、リアリズムの観点から言っても優れた風景表現が完成しているのですけれども、そういう点から考えると素朴な表現の面はあろうかと思えます。それはたぶん地図という性格を強く持っているということにかかわってくることです。このように実際の土地に基づいた風景画は結構珍しいものでありまして、特に観音霊場という形で実際の土地を描いた絵は大変珍しいものであります。本図は元の時代に「普陀山」を描いた現在知られている唯一の作品であり、大変に貴重なものになるかと思えます。

「指定の理由及び根拠」につきましては、調査票を少し読ませていただきたいと思えます。「鎌倉時代から室町時代にかけては日本の禅宗の興隆期であり、中国へ留学する禅僧が多かったが、寧波（慶元路）はその際の主要な受け入れ口であった。また、本図が描かれたと推定される元代は、モンゴルによって中国全土が支配された漢民族にとって受難の時代であり、その難を逃れて日本に来朝した禅僧も多かった。鎌倉時代後期の正安元年（1299年）に来朝した「一山一寧」などはその代表であるが、彼はその直前までまさに本図中央に描かれている宝陀寺の住職を務めていたという。寧波はそのような海上交通の拠点であると同時に、普陀山をはじめ阿育王山広利寺や天童寺などの著名な仏教の聖地に取り巻かれていたため、南宋から元代にかけて、羅漢図や十王図などを量産する工房が存在した。そこで制作された寧波仏画と呼ばれる仏画類は日本などにも輸出され、国内に相当数が残されている。本図は必ずしも第一級の中国絵画とはいえないが、そうした当時の日中間の文化交流

の状況を考えるとき、当時の普陀山を描いた本図の歴史資料としての重要性が見えてくる。」

本図の裏面に修理銘がございまして、そちらに天正4年（1576年）の時点で、年久しく定勝寺に伝来してきたことが書かれています。伝来に関しましてはこの記述によるところ以外はないのですけれど、寧波で描かれた仏画が海を渡って京都までやってきて、それが木曾谷の定勝寺まで伝えられたと推測されるわけです。そんな点から考えましても、大変に歴史的に価値の高い絵画であろうと考えられます。

最後のところを読ませていただきます。「本図は元時代の普陀山を描いた貴重な実景に基づいた図であり、そのこと自体評価されるべきであるが、それがはるばる海を越えて日本へもたらされ木曾谷の禅寺に伝来したという事実は、日中の文化交流史を考える上で、さらには長野県下への文化の浸透という問題を考える上で、極めて重い意味を持つであろう。」そのように大変重要なものだと思います。以上でございます。

○井原会長

ありがとうございました。それでは正式な答申ですので、文面の確認をもう一度していただきたいと思えます。まず16ページの物権の「権」を「件」に直してください。一番下のところ、「東至」の次に「耽」を入れてもらう。そして、「日本國」の「國」を入れてもらう。それから18ページの上から2行目、「本図は実際の景観に基づく山水画であり」の次の「実景図」を取ってください。それから5行目の「実景図」を「実景に基づいた図」にしてください。それと18ページの下から3行目の「向えて」を「迎えて」に変える。それと19ページ上から6行目、「本図は元代の普陀山を描いた貴重な実景図」を「実景に基づいた図」としてください。それから22ページの上のところのふり仮名も、「せいきょうず」を「しょうきょうず」に直してください。23ページの上も同じです。その下の振り仮名ですが、「ちんけもん」を「ちんかもん」に直してください。それを直した形でご審議をお願いします。

質問や意見のおありの委員の先生方、よろしく願いいたします

○井原会長

これは有形部会でも出ましたが、長野県が海のない県でいながら、こういう寧波の日中交流を示すものが出てくるということですが、ちょうど室町時代、伊那谷には守護の小笠原氏がおりまして、多くの官寺が「五山十刹諸山甲刹」に指定されて、伊那谷は十刹の官寺の指定の寺院がものすごく多いところがございます。しかも、知久氏の出身者が禅寺・禅

宗の禅僧として入り、飯田出身の「天与清啓」や甥の「古川清勤」などの禅僧が遣明正使に任命されたのです。一番有名なのが「天与清啓」でございますが、応仁2年、応仁の乱の時に中国に渡りました。そのまま普通は京都で出世をするのですが、この方は向こうでの事件を起こした責任をとって「法全寺」という所に帰るのです。今でも飯田に「法全寺村」という名前が残っております。ほとんど調査は行われておりません。しかし、近年の日中交流史の研究や「寧波展」などの展示が行われ調査が進展して、今回の発見から指定になったというものです。これ以外にも何点かあるそうなので、今後これらについての調査が進みますと、長野県関係の海外交流を見るうえでの非常にいい先駆的な資料になると思います。従いまして、長野県の場合、近代に入りましても、満州の場合もそうですしブラジルの場合もそうですし、長野県が一番先頭に海外への流出が多いということでございます。それはなぜかと申しますと、北に善光寺がございまして、善光寺も朝鮮貿易の一番の中心地となります。そうゆう関連でございまして、鎌倉を介して新潟までの直通ルートを中心となっている歴史的経緯がございまして。長野県の方々はあまりそういうことを重視しませんので、今後こういう指定物件と通じて、そういう新しい文化遺産についての活用、教育活動が進んでいただくことを念願しております。

○井原会長

他にご意見ございましたらお願いします。

それでは、ご意見ないようですので、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

○委員

【異議なし】

○井原会長

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

○井原会長

続きまして、指定解除でございますが「東北山の千本松」について、ご審議をお願いします。この案件につきましては、亀山委員さんから説明をお願いいたします。

○亀山委員

資料でございますが、審議会資料の11ページのところで、本来は答申予定文化財の方の16ページ以降に入るのですが、11ページに入れられておりますので、これをもとに説明させていただきます。

長野県天然記念物の指定解除物件調査票でございます。これにつきましては、今朝ほどの審議会で諮問されたもので、諮問即答申という形になるのですが、答申させていただくこととなります。

天然記念物で松本市にあります旧四賀村ですが、「東北山の千本松」という松でございます。13ページのところに写真が載っております。根元からずっとたくさん枝分かれした赤松なのです。これを指定したのは新しく、平成17年の9月に指定したものであります。

今年の4月に地域住民から県教委に「元気がないように見える」との相談が寄せられまして、4月9日に県教委・松本市教委とともに状況確認をした時点で、マツノザイセンチュウの感染が強く疑われたために、サンプル検査を行いました。その結果、陽性と判定されました。マツノザイセンチュウに感染されると、これはもう防ぎようがなく、回復の見込みもございませんので、むしろ周辺に感染が拡大するということが恐れられるものですから、その防止のためもございまして、関係者と協議をして必要な手続きを踏まえて平成25年6月2日に「伐倒燻蒸」の処置を行いました。「伐倒」というのは切り離して、「燻蒸」というのはマツノザイセンチュウの被害が広がらないようにビニールで包んで薬剤処理をしてマツノザイセンチュウを殺すという処置なのですが、これを行いました。

指定解除の理由及び根拠でございますが、指定基準は長野県天然記念物指定基準、「植物、大木・名木・奇形木」で指定が平成17年9月26日です。マツノザイセンチュウの感染による枯死に伴う「伐倒燻蒸」の処置で文化財としての価値が滅失したということでございます。調査者は県の指導主事の遠藤さんで、私も文書等により確認させていただいております。

○井原会長

ありがとうございます。ただいまの件の説明につきまして、質疑等がございましたら、お願いいたします。

○井原会長

よろしいですか。それでは、本件の長野県天然記念物の指定を解除することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

○委員

【異議なし】

○井原会長

それでは、長野県天然記念物を解除することが適当である旨、答申することに決定いたします。

○井原会長

事務局から各委員に答申書（案）を配布してください。

（事務局で答申書を配布）

ただ今配布されました答申書について、ご覧いただきまして、字句の訂正も含め、何かご意見ございますか。

○矢島委員

「補陀洛」の「洛」は「落」と２種類ございまして、どちらでもよかったのですが、箱書きに「落」の方が使われておりますので、調査票の方は「落」を使わせていただきました。

○井原会長

答申物件の方は「洛」を用いているのですね。２種類あるのですね、どちらにしますか。事務局の方での確認いいですか。

○柳沢課長補佐兼文化財係長

「洛」という字を「落」という字に変えて、ということですね。そのように統一をさせていただき、修正しまして答申という形で対応させていただきたいと思います。

○井原会長

確認させていただきます。お手元の資料の「補陀洛山」の「洛」に草冠を入れていただきまして、「落」という字で正式答申ということによるのでしょうか。

○委員

【異議なし】

○井原会長

異議なしと認めます。ではその形で答申の方をお願いしたいと思えます。では直した形で答申書の交付をさせていただきます。お願いします。

【答申書手交】

下記の答申書について、長野県宝に指定することについて答申をいたします。

長野県文化財保護審議会 会長 井原今朝男
長野県教育委員会様

《井原会長より小野文化財・生涯学習課長に手交》

○井原会長

次にその他といたしまして、委員各位より何かございましたらお願いします。事務局からも合わせてお願いします。

○熊田委員

先ほどの「東北山の千本松」の件ですが、他県で県指定の天然記念物の「大杉」が大風で倒れて指定解除になりました際、その木の子孫の苗を取りおき、切り株を保存した例があります。立派な切り株を切るだけでは痛ましく心残りに思えまして、その辺のところ爾後にどのように対応される方針かお伺いしたいと思います。

○遠藤指導主事

天然記念物を担当しております遠藤でございます。先程答申のご説明の中にもございましたが、6月2日の時点で伐倒燻蒸の作業を始めたわけですが、実は地元で大変この松に愛着を持って下さっている皆様もいらっしゃるしまして、実は私が調査にまいりました時に、実生の後継樹を十数本確認できました。中には樹形から、親と同じ形に育ってくれるの

ではないかと期待されるものもございました。この6月2日にはお別れイベントを開催して地元の皆様にも集まっていたいたのですが、その折に後継樹として、質のよさそうなものを何本か地元の小学校に移植させていただきました。どのように育つかまだ分からない状態ではあるのですが、そんなことをやっております。また「切り株」の方ですけれども、蒸処理をきちんとやれば、周囲の感染元となることはないということで、保存ができる形で伐倒燻蒸処置をおこないましたので、今後そこをどのように利用していくかはまだ確定しておりませんが、使える状態のまま保存いたしました。以上です。

○井原会長

ありがとうございました。他にはございませんか。

○小野委員

今のことに関係するのですけれども、今は松一本ですが例えば松並木ですとか、午前中に課長さんの方から説明がありましたが、薬剤の散布とかに関しましては森林単位でやっているけれども、文化財単位ではないということなのです。指定した時のへのモニタリング、そうしたときにある程度群単位でなっているものに関しては、何か特別に措置をしていかないと、例えば松並木であっても、マツノザイセンチュウにちよつとやられて、ぱっと広がれば、これ一本で全部ということになってしまうと非常にまずいので、何か方策はないのか、方策を講じていただけたら幸いです。

○井原会長

事務局、ございましたらお願いします。

○遠藤指導主事

笠取峠の松並木、中山道の道形も含めて残っている非常に良好な松並木でございますが、これにつきましては、一昨年までに保存管理計画の策定が完了しております、その中で現状変更等の許可不要行為を適切に位置づけることを通して、マツノザイセンチュウの被害が発生した時に機動的に対応できる状態をすでに作っております。マツノザイセンチュウについては感染の機序は明らかですので、感染した樹木を放置しておかなければ無制限にどんどん拡大していくものではありません。一方で樹幹注入の場合は、古木に対して行うとかえって薬害が発生するようなケースもございまして、直接的にそういうディフェンスができないと

いう課題を抱えながら、今、町の皆さんと一緒に、まず周辺のとにかく被害木を少しでも減らしていこうというようなことを進め始めているところでございます。またそういった事業の中で具体的に費用の発生するものについては、県からの補助金等でやっていただくこともできるような仕組みになっているところでございます。

○井原会長

今小野委員からご指摘がありましたのは、植物類だけでなく動物もその他いろいろありまして、史跡の方でも保存に関しましては、保存管理計画をそれぞれ作ることになっているのですが、すべての指定物件について保存管理計画ができていないところには至っていないですね。今、長野県の場合は何パーセントですか。集計はありますか。してないですね。それも心配の一つで、指定物件についても委員さんの方で計画的に現状確認をしていただいて、新しい価値を見出していただくことも必要となってくるのです。文化財の重要性を県民に考えてもらうためには、やはり文化財を活用されながら保存するということなしには進まない。ですから今県の行政の中で、観光ルートの選定が、北信・南信・東信と続いているようですが、その中に文化財も加味してもらっているわけです。そうですので、そういうものの中に利用してもらう際に、保存管理計画だとか活用していただくための保護措置がどうしても必要となるわけです。そういった検討と併せて、文化財保護費も準備してもらわなければいけませんし、管理保護計画も整備していかなければいけないという問題もございますので、そういう部分にも文化財保護委審議会の先生方のお知恵も是非貸していただいて、これから有効活用できるように、有効な保存措置ができるようお願いしたいと思います。

○井原委員

他になにかございませんか。

○亀山委員

部会でも話をしたのですが、部会資料の最後のページに、立科町出身の教育者・鉱物学者でもあります「保科五無齋」が作った岩石標本があるのです。これが高等学校の方で標本として残されているのですが、これを文化財として指定し活用することはできないだろうかということをお話したわけです。実は長野県内には、主として小中高校が所有している標本がたくさんあるわけですし、それらをうまく保存するというのと、活用するというのを考える必要があるだろう。本日の審議会の

資料の最後のページをご覧くださいますと、たまたまここに長野県天然記念物の指定基準がございまして、植物の最後のところに「ク 標本」とあるのです。地質鉱物とかの標本のあと、なぜか動物の標本が入っていないのです。

実は動物の剥製が非常に沢山ありますのは、旧制中学では生物の授業は分類学しかやっておきませんので、これら標本はすごく大事ですのでたくさん持っているのです。そういうものの多くは、今死蔵されている状態なので、この際もう少し天然記念物の対象を広げるという考え方もあろうかと思えますし、また動物なんかは、どこで・いつ捕まえたかという記録がありますので、分類上も非常に大事な資料になるのです。そう考えますと、文化財として天然記念物が適切かどうかもう少し議論が必要なのですが、いずれにしても学校の統廃合なんかでかなりなくなってしまいう危険性が大きいものですから、何とかこれらをうまく保存をして、さらに積極的に活用するというを考えていったらいいのではないかと。部会でも議論を進めたいと思えますが、県としてこういったことについてお考えいただけるとありがたいということがございます。

○井原会長

事務局で何かありますか。

○柳沢課長補佐兼文化財係長

いただきましたご意見は研究させていただきまして、また先生方ともご相談をさせていただいて、必要であれば指定基準の改正というようなところをさせていただきたいと思えます。

○井原会長

大学所蔵の標本類につきましても、東京大学の総合博物館でも手を付けられました。各大学でも始めたばかりですし、特に長野県の場合は蚕糸で資金が裕福だったものですから、大正・昭和の初期のものに非常に優秀な教材標本や学術標本が多く、海外のものも先端的なものが入っているそうです。ですから教育史の研究の方々はかなり長野県に調査に入っておられます。そういった話が出たのも今回が初めてでございますので、地学関係ですので名勝・天然記念物部会の方もそうですし、郷土史教育で長野県の場合はやっているのですから歴史資料という意味で、有形部会でもまた少し検討をしていただきたいと思います。おそらく長野県の教育資料というものを、エール大学が中心になって長野県にも入って調査しているのですが、長野県に対応力がないのです。

東京大学史料編纂所や歴史民俗博物館に来ていますが、ぜひそういったものにまとまって対応できるような、今ご指摘のあったような活用ができれば素晴らしいものになると思いますので、検討を各委員も事務局も併せてお願いします。

○井原会長

他にございますか。よろしいですか。では事務局の方より報告事項をお願いします。

○小野文化財・生涯学習課長

今資料をお配りしましたけれども、先ほど会田委員さんから全体会でお話がありましたし、部会でも話をさせていただきましたが、小諸市和田原遺跡群におきまして文化財保護法93条の無届事案がございました。委員の皆様にはご心配ご迷惑をおかけしまして、大変申し訳ございませんでした。

概要につきましてご説明させていただきます。資料1の「事案の概要」、資料2「事案の経過」ですが、併せてご説明させていただきます。この件は、平成23年から24年当初にかけて起きたもので、昨今発覚したということでございます。小諸市和田原遺跡群で民間企業が開発行為、社屋ですとか駐車場ですとか、そういうものを建てるという行為に当たりまして、文化財保護法に基づく届出というものをどうしたらよいかということをお小諸市教育委員会に相談しております。その際、小諸市教育委員会におきましては、平成14年にその現場で試掘調査をやったけれども何も出なかったという実績があったものですから、届出の必要はないという誤った回答をしたということございまして、その結果、無届工事ということになっております。その過程におきまして、記載にございますように県民の方からの通報というものがございます。その下の「事案の経過」にございますように、平成24年4月2日に、県民の方からいわゆる保護措置の有無という照会等がございました。そこで小諸市さんの方へ状況の確認をし、その過程でいろいろ書類の提出がありましたが、その中で県の職員が日付を遡って工事の立ち合いを通知するということがございました。平成24年度が一番下から4つ目、4月12日、13日当たりのところを見ていただくとお分かりのように、小諸市教育委員会さんは平成23年4月13日付で届出書を提出したのですが、4月16日にございますように、県の方では再度届出書を提出させる中で、日付を遡って提出させました。一番下にございますように、平成24年2月6日という

工事に着手していない前の日付で出させて、県から通知を出したという、不適切な事務処理の事案でございます。

発生原因につきましては、小諸市教育委員会の担当者が代わったという中で、引継ぎが不十分だったという部分があったと思えますけれども、いわゆる試掘調査を実施したところは届出不要という誤った認識をしていたということが1点ございます。それと不適切な事務処理につきましては、小諸市、県教育委員会もそうなのですが、ここに記載はございませんが、基本的に担当ひとりがすべてを担当していたということで、小諸市さんと同じように試掘調査が行われていたという認識があった中で、つじつま合わせではございませんけれども、書類だけ整えたということになっております。

次のページをご覧いただきたいのですが、4に「これまでの対応」というところがございます。県教委の関係職員、あるいは小諸市教育委員会さんに対して顛末書の提出を依頼したところでございます。さらに小諸市さんに対し、いわゆる4の(2)のアにもございますように、顛末書とともに、以前の試掘調査の結果を精査するでありますとか、現状について調査するというお話もお聞きしたものですから、それらの報告も求めることにしたところでございます。それから4の(2)のイにありますように、小諸市さんにおきましては、ご迷惑をおかけしたということで、8月12日に臨時の教育委員会協議会及び臨時の市議会全員協議会におきまして報告をしたところでございます。

5の再発防止策でございますけれども、(案)と書いてありますが、(1)にありますように、市町村教育委員会への周知徹底ということで、法令や埋蔵文化財の保護手続きについて5月の担当者会議でもその部分についてはフローチャートを示す中でお話をしたところでございますけれども、そのようなことを徹底していただくということを求めるとともに、いわゆる「埋蔵文化財包蔵地」、「埋蔵文化財包蔵地における届出制度」というものについて、住民の方に周知していただきたいということで、8月21日付で文書を発送しているところでございます。

その後でございますけれども、「研修の実施」ということで、10月に埋蔵文化財の担当職員の研修会がございまして、また、県内4カ所で1月から2月にかけて文化財担当職員に対する研修会を実施しますので、その際に法令及び埋蔵文化財の保護の手順の徹底を図るということをやっていきたいと考えております。

また、本日、部会におきまして、いろいろ話をお伺いしました。またこれだけではなく、委員さんのそれぞれご意見をお伺いする中で、さら

に周知徹底、再発防止をしていきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○井原会長

では事務局から、日程について報告をお願いします。

○柳沢課長補佐兼文化財係長

では次回の日程をご報告申し上げます。本日受付のところで、調整のための用紙をご提出していただきました。それを調整いたしましたところ、1月27日(月)であれば、お二人の委員さんはご都合が悪いということなのですが、それ以外の委員さんはご都合がよろしいということですので、次回は1月27日(月)で開催をしていきたいと考えております。それで調整を進めさせていただきますので、日程の確保等よろしくお願い申し上げます。

○井原会長

ありがとうございました。次回1月27日(月)ということで、各委員の方々、予定を入れてお願いいたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。委員各位の御協力、ありがとうございました。

7 閉会

○柳沢課長補佐兼文化財係長

長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。

ここで、小野文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

○小野文化財・生涯学習課長

本日のご審議につきまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして熱心なご審議をいただき、大変ありがとうございました。本日答申をいただきました、「絹本著色補陀落山聖境図」、「東北山の千本松」につきまして、指定及び指定解除に向けまして、所定の手続きを手續とってまいりたいと考えております。なお、指定後は、県指定文化財として適切に保存されるよう努めてまいります。また本日審議会に諮問をいたしました案件を担当されます委員さんにおかれましては、今後の調査等につきましてよろしくお願い申し上げます。

今後とも、引き続き格段のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。簡単ではございますが、御礼の言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○柳沢課長補佐兼文化財係長

以上を持ちまして、平成25年度第1回長野県文化財保護審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

平成25年8月27日

議事録署名委員 大窪 久美子

議事録署名委員 吉田 ゆり子